



平成26年11月21日

各 位

会社名 三洋貿易株式会社
代表者名 代表取締役社長 増本 正明
(コード番号:3176 東証第一部)
問合せ先 管理部門担当取締役 鈴木 壽太郎
(電話番号:03(3518)1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年11月21日開催の臨時取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成26年12月18日開催予定の第68期株主総会に付議する旨決議いたしましたのでお知らせします。

変更の目的および内容は下記のとおりです。

記

1. 定款一部変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、現行定款第2条（目的）を見直すものです。
- (2) 経営上の管理・監督と業務の執行の迅速化・効率化がそれぞれ確保され執行役員制度が十分に機能していると判断されることから、現行定款に執行役員の役割・選任方法等を記載するものです。
- (3) 条数の繰り下げ、字句の修正、その他所要の修正を行うものです。

2. 定款変更の内容は以下に記載のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	定款変更案
第1条（省略） 第2条（目的） 当社は、 <u>つぎ</u> の事業を営むことを目的とする。 一 （省略） イ ゴム類 ロ 化学品類、農薬、香料、食品添加物、化粧品、医療用具、毒物、劇物、医薬部外品、動物用医薬品、医薬品およびその原材料	第1条（現行どおり） 第2条（目的） 当社は、 <u>次</u> の事業を営むことを目的とする。 一 （現行どおり） イ <u>ゴム類、樹脂類ならびにそれらに配合する資材</u> ロ 化学品類、農薬、香料、食品添加物、化粧品、医療用具、毒物、劇物、医薬部外品、動物用医薬品、医薬品およびその原材料、 <u>工業ガスおよび工業ガス機器関連部品</u>

現行定款	定款変更案
<p>ハ～ワ (省略) 二～十二 (省略)</p>	<p>ハ～ワ (現行どおり) 二～十二 (現行どおり)</p>
<p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都千代田区に<u>置く。</u></p>	<p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都千代田区に<u>置く。</u></p>
<p>第4条(機 関) 当社は株主総会<u>及び</u>取締役のほか、次の機関を置く。 一 取締役会 二 監査役 三 監査役会 四 会計監査人</p>	<p>第4条(機 関) 当社は株主総会<u>および</u>取締役のほか、次の機関を置く。 一 取締役会 二 監査役 三 監査役会 四 会計監査人</p>
<p>第5条～第12条 (省略)</p>	<p>第5条～第12条 (現行どおり)</p>
<p>第13条 (招集権者及び議長) ①株主総会は<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> ② (省略)</p>	<p>第13条 (議長) ①株主総会は社長が議長となる。 ② (現行どおり)</p>
<p>第14条～第19条 (省略)</p>	<p>第14条～第19条 (現行どおり)</p>
<p>第20条 (任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第20条 (任期) 取締役の任期は、選任後1年<u>以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>第21条 (代表取締役および役付取締役) ① (省略) ②取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</u> (新設)</p>	<p>第21条 (代表取締役および役付取締役等) ① (現行どおり) ②取締役会は、その決議によって<u>取締役または執行役員の内1名を社長に選定する。</u> ③取締役会は、その決議によって<u>取締役会長および取締役相談役各1名ならびに他の役付取締役を選定することができる。</u></p>
<p>第22条 (取締役会の招集権者および議長) ① (省略) ②取締役会長職が空席または取締役会長に事故があるときは<u>取締役社長が、取締役社長に事故あるときは、取締役会にてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>第22条 (取締役会の招集権者および議長) ① (現行どおり) ②取締役会長職が空席または取締役会長に事故あるときは取締役会にてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>第23条～第27条 (省略)</p>	<p>第23条～第27条 (現行どおり)</p>
<p>第28条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第28条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>

現行定款	定款変更案
<p><u>但し、当該契約に基づく損害責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 <u>29</u> 条～第 <u>36</u> 条 (省略)</p> <p>第 <u>37</u> 条 (監査役の責任免除) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 <u>但し、当該契約に基づく損害責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</u></p> <p>第 <u>38</u> 条～第 <u>41</u> 条 (省略)</p>	<p><u>ただし、当該契約に基づく損害責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</u></p> <p>第 <u>29</u> 条 (執行役員) <u>①取締役会の決議によって執行役員を定め、業務を執行させる。</u> <u>②取締役会の決議によって執行役員の中から役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>第 <u>30</u> 条～第 <u>37</u> 条 (現行どおり)</p> <p>第 <u>38</u> 条 (監査役の責任免除) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 <u>ただし、当該契約に基づく損害責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</u></p> <p>第 <u>39</u> 条～第 <u>42</u> 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)

平成26年12月18日(木)

定款変更の効力発生日(予定)

平成26年12月18日(木)

以 上